

現代民主主義理論における分岐とその後（二） ——制御概念のアクチュアリティ——

はじめに

第一章 制御対民主主義——「統治能力の危機」論再考

第一節 「統治能力の危機」論の問題設定

第二節 民主主義の必要性と民主主義理論の分岐点

第二章 現代民主主義理論の分岐

第一節 熟議民主主義・確実性・理性

(一) 熟議民主主義と確実性

(二) 熟議民主主義が必要とされる理由①——規範的理由

(三) 熟議民主主義が必要とされる理由②——理論的理由

(四) 選好の変容における理性の役割

(以上、一八五号)

第一節 闘技民主主義・不確実性・情念

(一) 闘技民主主義における対立の契機

田 村 哲 樹

(二) 理性への批判と情念の擁護

第三節 小括

第三章 接点の模索

第一節 熟議民主主義論における自己批判

(一) 理性中心性の問題点

(二) 選好の変容論の射程への疑義

(三) 正統性確保の困難性

(四) 熟議の望ましさについての再検討

(五) 小括

第二節 闘技民主主義論における合意の契機——民主主義的シティズンシップ論を中心に

第三節 小括

(以上、本号)

第四章 分岐以後の民主主義モデルへ

おわりに

第二節 闘技民主主義・不確実性・情念

熟議民主主義に対しても、様々な立場からの批判が提起されている。⁽¹⁾その中には、民主主義の擁護という点では

熟議民主主義と共に進む」とによって、熟議民主主義と袂を分かとする理論潮流が存在する。しばしば「闘技民主主義」と呼ばれる潮流がそれである。ここにおいて、「統治能力の危機」論に抗して民主主義を擁護する潮流は、二方向に分岐する。

それでは、この分岐を特徴づける指標は、何に求められるのであるか。本節では、次の二点において、この分岐の内実が確定される。第一に、闘技民主主義における「対立」の契機への焦点である。第二に、闘技民主主義における「理性」への批判及び「情念」の擁護である。以下で検討しよう。

（一）闘技民主主義における対立の契機

闘技民主主義は、対立の契機を強調する」とによって、熟議民主主義を批判する。以下では、主にムフの議論に拠りながら、この点を確認してみよう。『カール・シュミットの挑戦』と題する論文集の序章において、ムフは、現在の政治理論の状況について、次のように述べている。

「…西欧の自由主義者たちは、敵対性（antagonisms）は根絶されてしまったと想像している。『再帰的近代化』の段階に到達してしまったので、今や倫理が政治に取って代わることができる「とされる」。『ポスト慣習的アイデンティティ（post-conventional identity）』の発展とともに、友・敵政治の古典的な形態は衰退しつつある、と言われる。国際的に実施される『熟議的』あるいは『対話的』民主主義形態の機が熟した状況にあると主張されるのである。」⁽²⁾

ムフは、熟議民主主義論を、「再帰的近代化」段階における「友・敵関係」というシュミットの意味での「政治的なもの」の「衰退」を指摘し、人々の間での「包括的合意が今や可能である」と主張する理論と見ていい。熟議民主主義を再帰的近代化論との連関で捉える点において、彼女の理解は、本稿の議論と共通性を有している。ただし、ムフの理解は、前節で見たような、再帰的近代化段階であるがゆえに集合的意思決定の手段として熟議が要請されざるを得ない、という側面を捉えていない点で不十分性を持つ。しかし、今はこの点を問わないこととする。ここで重要なことは、彼女が熟議民主主義の核心を「包括的合意」に見ていることであり、そのような合意の展望は「願望」に過ぎないと考えていることである。

それでは、なぜ「包括的合意」の展望は、「願望」に過ぎないのであろうか。それは、そのような展望が「熟議による理性的な解決のいかなる形態をも排除するような敵対性の次元 (antagonistic dimension)⁽³⁾」を消去することによってのみ成立するものだからである。そして、まさにこの点にこそ、熟議民主主義論の最大の問題が存在する。なぜなら、「あらゆる合意は必然的に排除という行為に基づいている」からである。⁽⁴⁾ シュミットが述べるように、民主主義の特徴である同一性＝包摂の確保は、内と外の区別に基づいている。内における同一性の確保は、外に対する他者性＝排除を必然的にもたらす。すなわち、「民主主義は常に包摂・排除の関係を必然的に伴う」のである。⁽⁵⁾ 熟議民主主義論の問題点は、民主主義のこのような性質を認識できない点に存する。

「理想的発話状況の実現及びそれがもたらすであろう排除なき合意への障害は、民主主義の論理それ自体に組み込まれているのである。実際、共通の関心事についての、自由で制約のない全ての当事者による公共の熟議は、『我々』と『彼ら』の間に境界線を引くという民主主義の必要条件に反する。我々は、今度はデリダの用語を用

いて、次のように言いうるであろう。すなわち、まさに民主主義が作動する可能性の条件そのものが、同時に熟議民主主義によつて構想されるような民主主義的正統性の不可能性の条件を構成するのだ、と⁽⁶⁾。」

熟議民主主義論が目指すような合意は達成され得ない。民主主義が包摂・排除のメカニズムを有しているとすれば、重要なことは熟議民主主義論が「消去」した、「敵対性の次元」を再認識し、これを承認することである。かくしてムフは、「合意」に「敵対性」を対置し、以下のように主張するのである。

「完全な合意であるとか、調和的な集合意志であるとかいつた理念は放棄されなければならない、恒常的な紛争と敵対関係とが受け容れられなければならないのである。」⁽⁷⁾

この「恒常的な紛争と敵対関係」は、単なる民主主義がやむを得ず受け容れざるを得ない現象ではない。むしろ、彼女は、「十分に機能する民主主義は、民主的な政治的立場間の対立を必要とする」と述べて、「現代民主主義において紛争が果たす統合的役割」を強調する。⁽⁸⁾ 例えば、彼女の見るところでは、政党への不満、「民主主義的政治的公共空間の衰退」、法への過度の依拠、そして「ポピュリズム的な極右政党」の台頭などの諸現象は、まさに異なる政治的立場の間の対立が十全な形で表現されていないがゆえに、もたらされている。⁽⁹⁾ したがつて、これら諸問題を解決するためには、政治勢力間の対立が十全な形で表象されなければならないのである。

しかし、このような紛争や対立などの「敵対性」の強調は、一つの疑問を引き起こすであろう。すなわち、「敵対性」の全面化は、「万人の万人に対する闘争」状態を帰結しないのであろうか、という疑問である。ムフは、「敵

対性」を、「敵 (enemy)」と「対抗者 (adversary)」の二つに区別することによって、このような疑問に答えようとする。この区別の基準は、「民主主義的な『ゲームのルール』」受容の有無にある。「敵」は民主主義的秩序の外部に存在し、この「ゲームのルール」を受容しない人々ないし集団である。他方、「対抗者」は、民主主義秩序の内部に存在し、その存在は、「正統なものであり、寛容に処せられなければならない」ような人々ないし集団である。⁽¹⁰⁾ この場合に、「敵」同士の闘争 (struggle) が「対性」であり、「対抗者」同士の対抗 (confrontation) が「闘技」⁽¹¹⁾ ということになる。

このように「対性」と「闘技」とを区別した上で、彼女は、民主主義的な政治にとって重要な問題は「いかにして『敵対性』を『闘技』へと変容させるか」であると主張する。すなわち、

「民主主義的政治の目的は、紛争が、敵同士の敵対的闘争として表れる代わりに、対抗者間の闘技的対立の形態をとる」とができるような枠組を提供することであるべきだ、というのが私の見解である。⁽¹²⁾

このような「対抗者間の闘技的対立」としての民主主義において展開される議論は、熟議民主主義が想定するような性質のものではあり得ない。

「民主主義的な論議は、全員によって受け容れられる『单一の』理性的解決案への到達を目指す熟議ではなく、対抗者間の抗争 (confrontation) である。」⁽¹³⁾

以上のように、ムフの民主主義論は、熟議民主主義の合意志向に対抗して、民主主義における対立の契機を強調する議論と言えよう。このような闘技民主主義論における対立の契機の主張に対しても、次の二つの重要な問題点を指摘し得る。すなわち、闘技民主主義論は、第一に、熟議民主主義論の「合意」の契機についての過度に単純化された理解に基づいており、第二に、それが擁護する闘技の成立条件に十分な関心を払っていないのである。次章以降における、これらの問題点のより詳細な検討によつて、本稿は、闘技民主主義による批判に抗して、熟議民主主義の意義を再確認することになるであろう。⁽¹⁵⁾

それにも関わらず、闘技民主主義による熟議民主主義論における合意志向に対する徹底的な批判は、民主主義における対立の重要な重要性を明確化したのであり、この点は適切に評価されなければならない。すなわち、一方で対立を政治ないし民主主義における不可避的構成要素として認識すると同時に、他方でそれ自体積極的に擁護されるべきものとして対立に規範的意味を付与した、という点に、闘技民主主義論の理論的意義を確認することができるるのである。

（二）理性への批判と情念の擁護

本項では、本章第一節（四）で用いた、「理性」、「利益」、そして「情念」の区別に依拠して、熟議民主主義に対する闘技民主主義の位置づけをより明確化してみたい。まず指摘しておかなければならないことは、利益中心の政治に対する批判という点において、闘技民主主義と熟議民主主義は一致している、という点である。ムフは、共同体論者（コミュニタリアン）が個人の自由に対して共通善を優位に置こうとすることには批判的であるが、それで

も共同体論者の次のような見解には一定の共感を示している。

論

「[自由主義者が主張するように]近代の民主主義社会にはただ一つの実体的な共通善は存在しない」ということ、そして道徳の領域と政治の領域とが分離されているということが、個人の自由にとって紛れもない利益を意味してきたのは間違いない。しかし、政治にとつての帰結は、きわめて有害なものであった。あらゆる規範的な関心が次々に私的な道徳の領分へと、『諸価値』の領野へと追いやられ、政治はその倫理的な構成要素を剥ぎ取られてしまつた。そして政治は、定義の済んださまざまな利益の間の妥協にしか関心を持たない道具主義的な概念の支配するところとなつた。…共同体論者はこうした状況を批判する点において正しいし、古典的な政治概念のいくつかの側面を蘇らそうとする」とにも異論はない。我々は、まさに、倫理と政治との間の失われた結びつきを再建しなければならない。」⁽¹⁶⁾

利益中心の政治—その集大成がロウイの言う「利益集團自由主義」である—に対するムフの批判は、前節で検討した熟議民主主義論者の立場と共鳴するものである。しかし、出発点としての反利益からの展開において、闘技民主主義は、熟議民主主義とは異なる方向へと進むことになる。次のムフの主張は、この点を端的に示している。

「…利益中心の民主主義概念に抗して、彼ら「熟議民主主義の理論家たち」は道徳と正義の問題を政治に導入しようとする…しかしながら、利益と選好の集計よりも理性と理性的論証（reason and rational argumentation）を政治の中心的論点と見ることを主張する」とによつて、彼らは、経済的モデルを、それとは異なる方法によつ

てではあるがやはり政治的なるものの特殊性を見失う、道徳的モデルによつて単に置き換えたに過ぎないのである。⁽¹⁷⁾（傍線による強調は引用者）

闘技民主主義は、熟議民主主義による利益の中心の政治モデルに対する批判を共有する。しかし、闘技民主主義の理論家にとって、熟議民主主義が利益を理性あるいは道徳によつて「置き換える」ことは、承認しがたいことである。利益であろうと理性であろうと、「政治的なるものの特殊性」を把握できないという点に変わりはないからである。それでは、利益を批判しつつ、「政治的なるものの特殊性」を見失わないためには、どうすればよいのか。そこで、闘技民主主義論は、「情念」の重要性を強調する。

「欺瞞のない理性的なコミュニケーションと、理性的な合意に基づく社会的統一への合理主義的な熱望は、根本的に反政治的である。なぜなら、それは、情念と情動（passions and affects）が政治において占める重要な位置を無視するからである。まさに、政治は、合理性の『限界』を示すものであるゆえに、政治を合理性に還元してしまつことはできないのである。⁽¹⁸⁾」（傍線による強調は引用者）

政治とは「合理性の限界」を示すものであり、したがつてそこにおいて「情念」が占める「重要な位置」を承認しなければならない。しかし、熟議民主主義は、この点を認識しておらず、それゆえ「反政治的」たらざるを得ないのである。かくして、「利益」批判において一致した熟議民主主義と闘技民主主義は、次なる段階において、一方は「理性」、他方は「情念」に、自らの政治構想の基盤を求めることになった。

しかしながら、闘技民主主義論の主張は、直ちに疑問を引き起こす。確かに、政治において「情念」の占める「重要な位置」について注意を促したという点において、闘技民主主義論は政治理解における重要な問題提起を行なっている。しかし、その際に、「理性の占める位置」はどうなっているのであろうか。「情念」を説くことが「政治的」であり、「理性」への依拠は「反政治的」ということになるのであろうか。もちろんムフは、「政治を合理性に還元」することはできないと述べているのみであって、政治における理性の存在を否定しているわけではないと見ることも可能である。しかし、仮にそうであつたとしても、彼女の議論から、理性の役割を正当化する積極的な志向性を読み取ることは困難であるように思われる。彼女の主張の要点は、あくまで、熟議民主主義の理性中心性に対しても情念の重要性を説くことにある。この点を、「理性だけではなく情念も重要だ」という主張として理解するならば、なぜ彼女が熟議民主主義をかくも激しく批判し、これに闘技民主主義を対置しようとするのか、その理由を十分に捉えることはできないようと思われる。⁽²⁰⁾

しかし、「政治を合理性に還元」することはできないとすれば、「政治を情念に還元」することもまた不可能であろう。そうだとすれば、闘技民主主義論による理性批判および情念の擁護という視点を踏まえつつ、次なる問題の解明へと進むことが要請される。果たして政治における理性と情念の占める位置は、どのように画定されうるのであろうか。こうして闘技民主主義論における情念の強調は、次なる検討課題を生み出すことになる。

註

- (1) リベラリズムの立場からの批判として、井上達夫「法の支配—死と再生」、井上・嶋津・松浦編前掲『法的思考の再定位』、一〇七・一二三三頁。熟議民主主義論における経済的不平等への視点の不十分性という批判も枚挙に暇がないが、差し当たり以

(2) Chantal Mouffe, "Introduction : Schmitt's Challenge," in Chantal Mouffe (ed.), *The Challenge of Carl Schmitt*, Verso, 1999, p.2. 以下では、いのち論者も Mouffe, 1999a へ論記する。

Ibid.

(3) (4) Mouffe, *The Return of the Political*, p.111. 邦訳、111九頁。

(5) Chantal Mouffe, "Carl Schmitt and the Paradox of Liberal Democracy," in Mouffe (ed.), *The Challenge of Carl Schmitt*, p.43. 以下では、いのち論者も Mouffe, 1999b へ論記する。

なお、本稿では「トを事例としているが、民主主義が包摶・排除という問題を不可避的に伴へりうる」、ウイリアム・E・コンノリー、エリザベス・ホール、エリック・ヘリーハムら他の闘技民主主義の討論家も共有する論点である（William E. Connolly, *Identity\Difference : Democratic Negotiations of Political Paradox*, Cornell University Press, 1991. ウィクトル・E・ド・ノハロー（杉田敦・齋藤

- 純一・権左武訳訳)『アイデア・ハーティング／差異—他者性の政治』、岩波書店、一九九八年。William E. Connolly, *The Ethos of Pluralization*, University of Minnesota Press, 1995. Bonnie Honig, "Difference, Dilemmas, and the Politics of Home," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, pp.257-277. もたゞ、ノハリーの議論の紹介・検討として、小野紀明『二十世紀の政治思想』、岩波書店、一九九六年、一五三一-一六五頁、をも参照。ただし、ムフ自身は、闇技概念の理解において、自らをノハリーやホーリングかムスクルスムハビードである。See Chantal Mouffe, *The Democratic Paradox*, Verso, 2000, p.107, n.31.
- (6) Mouffe, 1999b, p.46.
- (7) Mouffe, *The Return of the Political*, p.104. 邦訳、一〇八頁。
- (8) Mouffe, *The Democratic Paradox*, p.113.
- (9) *Ibid.*, pp.114-116.
- (10) Mouffe, *The Return of the Political*, p.4. 邦訳、八頁。
- (11) Mouffe, 1999a, p.4.
- (12) Mouffe, *The Democratic Paradox*, p.117.
- (13) Mouffe, 1999a, p.4.
- (14) 第一の問題点に関して、熟議民主主義における「合意」をどのように理解するかについては、第四章第三節及び第四節で述べる。また、第二の問題点については、第三章第二節において検討する。
- (15) もちろん、その場合の熟議民主主義は、闇技民主主義の論点を大幅に組み込んだものとなる。
- (16) Mouffe, *The Return of the Political*, p.65. 邦訳、一一〇-一一一頁。
- (17) Mouffe, 1999b, p.44.
- (18) Mouffe, *The Return of the Political*, p.115. 邦訳、一一六-一一七頁。

(19) 例えば、ムフは、本稿でも取り上げたマニンの議論を参照しつつ、次のようにロールズを批判している。「彼「ロールズ」は：理性的なものの制約の中で熟議し、自らの合理的利益によってのみ動かされる合理的人間は、彼の正義の原理を選択すると確信しているので、一人の人間が全員の合理的自己利益を計算することで十分であると考えている。そうした場合、熟議の過程（the process of deliberation）は、蛇足でしかないとになる。」(Ibid., p.51. 邦訳、一〇一頁。) ここでムフは、複数の人間の間で行なわれる熟議の意義を確かに擁護している。

(20) 例えば、本章第一節（二）で取り上げたヤングも、熟議民主主義の理性中心性を批判する論者の一人である。しかし、彼女の目的は、熟議民主主義への対抗というよりは、その「修正」である (cf. Young, "Communication and the Other," p.120)。その論旨については、第三章第一節（一）および第四章第一節で論じる。

第三節 小括

「確實性」の創出を（暫定的にあれ）目指す熟議民主主義と「不確實性」の局面を深化させようとする闘技民主主義との分岐、という第一章の考察を受けて、本章では、それぞれの民主主義理論の内容について、より詳細な分析を行なった。

第一節では、確實性創出の原理として熟議民主主義が必要とされる場合には、十分な理由があることが確認されるとともに、そのための鍵である選好の変容が民主主義的であるための基準として、理性の重要性が指摘された。こうして、熟議民主主義論は、「統治能力の危機」論のように反民主主義的な立場を採ることなく、現代社会にお

ける制御原理を提出し得たように見える。

しかし、このような熟議民主主義評価は、民主主義の課題を確実性の創出と見なす限りにおいて妥当であると言えよう。第二節で取り上げた闘技民主主義の立場からは、熟議民主主義論における確実性の創出への志向性とは、民主主義の特徴を理解しないままに「包括的合意」を目指す「願望」であり、「政治的なものの特殊性」を見失つた「反政治的な」発想に他ならない。闘技民主主義の目指す不確実性の局面の深化とは、政治における対立の契機を徹底的に擁護することであり、政治参加の動機において利益でも理性でもなく情念の占める重要な役割を承認することである。

このように見てみると、本章の考察は、「はじめに」で述べたような、二つの民主主義理論の「共約不可能な対立」関係を示しているように思われる。とりわけ、闘技民主主義論による熟議民主主義に対する激しい批判は、両者の「共約不可能性」という評価と適合的であるように見える。

しかし、第一章第二節で取り上げたワレンとムフの議論は、熟議民主主義と闘技民主主義との差異が極めて微妙なものでもあることを示唆している。一方の熟議民主主義を擁護するワレンも、「社会的基盤の喪失」という用語想する「根本的で多元的な民主主義」が対立の契機のみをもって成立可能なのかどうかは、検討の余地がある。彼女における情念の強調も、十分な説得力を持つというよりは、政治における情念と理性との関係について、むしろ新たな疑問ないし検討課題をもたらすものであった。

かくして、熟議民主主義と闘技民主主義とを「共約不可能な対立」関係として位置づけるのみでは不十分であるようと思われる。「共約可能性」とまで言えるかどうかはともかくとしても、両者の接点ないし交錯地点といったた

ものを確認することはできないのであろうか。次章で検討するのは、この問題である。

第三章 接点の模索

第一節 熟議民主主義論における自己批判

第二章第二節では、闘技民主主義の立場からの熟議民主主義批判について紹介・検討した。この批判は、熟議民主主義を、闘技民主主義の対極に位置づけるものであった。しかしながら、他方で、熟議民主主義を（程度の差こそあれ）擁護する論者からも、熟議民主主義論の問題点ないし限界が指摘されるようになつていて。これらの批判の論点は多岐に渡るが、それらは全体として、熟議民主主義における対立の契機の軽視を問題にしていると言える。本節では、これらの熟議民主主義論における自己批判ともいうべき議論を概観する。

これらの批判的具体的な論点は、以下の四点に整理し得る。第一に、熟議民主主義における理性中心性の問題である。第二に、選好の変容に関する問題である。第三に、正統性の問題である。最後に、熟議民主主義の望ましさについての問題である。以下で、順に検討しよう。

(一) 理性中心性の問題点

何人かの論者は、熟議民主主義における理性の中心性は政治的議論に特有の困難を認識することに失敗してい

る、と主張している。以下では、第一章で提起した政治行動の動機における理性・利益・情念の区別を踏まえつつ、その主張を整理してみたい。

最初に利益について検討しよう。第一章第一節で述べたように、政治学における利益の中心性は見直されつつある。しかし、現在において利益中心の政治分析がなくなつたというわけではない。例えば、合理的選択理論に依拠する政治分析は、しばしば、政治家は再選のために得票の最大化を追及し、有権者は地元等への個別的利益誘導を期待して投票し、官僚は自らの出世・組織拡大・予算最大化を目指して行動するとの想定に基づいている。⁽¹⁾近年の実証研究の中には、このような自己利益を追求するアクターという想定に対して異議を唱える研究も存在する。⁽²⁾とはいえ、政治において、このような想定が当てはまる局面が存在することもまた否定できない⁽³⁾。

実際、熟議民主主義を擁護する理論家も、政治における利益の存在を否定するわけではない。例えば、オツフェーは、自分の利益を実現しようとする際の「戦略的に動機づけられた不誠実」は、何も政治家だけのものではなく、広く「国家や政治に関係する市民の行動」をも特徴づけるものであると述べて、いくつかの具体的な例を挙げている⁽⁴⁾。

ここで考慮すべきことは、このような「戦略的に動機づけられた不誠実」が、熟議において顕在化する可能性である。熟議民主主義の理論家たちは、熟議において参加者たちは共通善の実現を目指して議論するようになると考える。熟議民主主義が求められる理由の一つは、このような共通善の実現にあつた。⁽⁵⁾しかし、「戦略的に動機づけられた不誠実」という洞察は、そのような想定が果たしてどこまで妥当性を有するのか、という問題を提起するようと思われる。なぜなら、もしも、「戦略的に動機づけられた不誠実」が政治において広く見られるのであれば、熟議においてそのような行動が発生しない保証もまた存在しないように思われるからである。実際、このような「戦

略的に動機づけられた不誠実」の存在に、熟議民主主義の限界を見る論者も存在する。例えば、ウイリアム・E・サイモンは、「戦略的に動機づけられた不誠実」の態度をとるアクターとの熟議は、「よくて時間の無駄」であり、「最悪の場合、實際以上に理性的な存在として他者の前に現れる人物の手助けをする」ことになりかねないと主張する。⁽⁶⁾ そうだとすれば、熟議民主主義は、特定の利益の実現に資することとなり、共通善の実現という目標は、後景に退くことになるだろう。

以上のように、自己利益の実現を目指しての「戦略的に動機づけられた不誠実」の存在は、熟議民主主義の擁護者が取り組むべき一つの難問を提起するのである。

次に、政治的議論における情念の重要性についても、いくつかの指摘がある。ジェームス・ジョンソンは、情念に関わる対立の深刻さについて以下のように述べている。熟議への参加者の行動や政治的見解が「理性的」であるべきとする要求は、「政治的議論が、しばしば全く『根本的』で、『存在論的』でさえあるようなレベルで互いに挑戦しあう参加者を伴うということ」を理解できない。重要なことは、政治的議論は参加者の「世界観」をめぐる争いという性格を有しているという点である。すなわち、政治的議論においては、単に価値・利益・選好が争われるのではなく、「それらを支える、より広義の理解やコミニットメント、すなわち世界観」が争われざるを得ないのである。政治的議論の性質をこのように捉えるならば、熟議民主主義論が「理性と情念との間に確固たる境界線を引く」ことは「一種の概念的ゲリマンダー」である、ということになる。⁽⁷⁾

利益中心的な民主主義モデルに対して熟議民主主義の意義を認めるヤングも、熟議が「脱情念化され、脱身体化された（dispassionate and disembodied）発話」を特権化する点を問題視する。彼女は、熟議は「精神と身体、理性と情念の間の対立を前提とする」（傍線による強調は引用者）傾向があると主張する。したがって、例えば「怒り・

苦痛・熱烈な関心の表現は、それが伴つてゐる主張や理由の価値を減じさせる」ものとなる。発話における身体表現や比喩的表現の使用は、自分の主張の価値を低下させるか、あるいは発話者の客觀性や自制の欠如を顕わにする「弱さの兆候」と見なされてしまう。彼女は、このような発話の種類における区別は他の社会的特權の差異と相関関係にあると主張する。「白人の中間階級の男性」の発話文化は理性的であるのに対し、「女性や人種的マイノリティ」の発話文化は「感情的で身体的」である。情念に対して理性を特權化する熟議民主主義は、このような社会的な不平等を前提としており、その結果として「排除の含意」を持つことになるのである。⁽⁸⁾

ジョンソンの「概念的ゲリマンダー」の指摘やヤングの議論から窺われるよう、熟議を理性中心的に捉え、情念の意義を低く見ることは、熟議にかけられるべき争点を不当に限定することにつながる。ジョンソンの言葉を借りれば、熟議民主主義は、「いかなる種類の議論あるいは価値が政治的熟議や論争の過程に入るこ⁽⁹⁾とを正統に認められるのか」という問題を、不⁽¹⁰⁾當に先決している」ということになる。

情念の排除に基づく争点の限定は、以下の二つの問題をもたらすと考えられる。第一に、熟議によつて、社会的不平等が再生産ないし強化されうる。ヤングは、「熟議モデルにおける排除の含意」として、上記の脱情念化・脱身体化された発話の特權化と併せて、次の二点を指摘する。第一に、熟議とその制度は、啓蒙の開始以来、「男性支配の制度」であり、白人の上流階級によつて支配されてきた。したがつて、熟議 자체が、「文化的に特殊であり、特定の人々の発話を沈黙させるか、価値を低下させる権力の形態としてしばしば作動する」。第二に、熟議は、「形式的で一般的な発話」を特權化する。「形式的」というのは、前提から結論へと進む理路整然とした発話のことであり、「一般的」というのは、個別の事例に当てはまる一般性や原理の觀点から自らの立場を主張することである。ヤングによれば、このような発話スタイルは、「社会的特權のあらわれ」である。それゆえ、公式の議論の場では、

多くの人が自分の「もたついたまわりくどい発話」について「弁解しなければならない」と感じるのである。かくして、既存の不平等な社会的関係は、熟議を通じて解決ないし緩和されるのではなく、むしろ再生産ないし強化され得るのである。

第二に、熟議における争点の限定自体が、熟議民主主義にとつての理論的ディレクタムをもたらす。「何が議論の対象となるか」という問題は、熟議民主主義者が考えるほど容易い問題ではない。ジョンソンは、奴隸制の事例を挙げながら、熟議の対象となりうる主張を、「理性的／道理が通っている (reasonable)」か「非理性的／道理が通らない (unreasonable)」か、という基準で区別することから生じる「深刻なディレンマ」を指摘する。一方で、奴隸制肯定論を「非理性的／道理が通らない」として熟議過程から締め出すことは、奴隸制やその他の文化的多元主義などの「深遠な道徳的争点をめぐる不一致」を政治的アジェンダから外すことであり、これらの問題に対しても熟議が無力である、ということを意味する。しかし、他方で、奴隸制擁護論者の熟議過程への参加を認めるならば、奴隸制擁護論の「不正義」について「説得」するためには、奴隸制擁護論者の世界観に対する攻撃、および最終的にはその打倒が必要になる。もはや、熟議の過程は「理性的」な過程ではありえないであろう。⁽¹²⁾

（二）選好の変容論の射程への疑義

熟議民主主義が主張する選好の変容についても、その理論的射程について疑義が提起されている。この批判は、二つの論点に即して提起されうる。すなわち、第一に、集合的意志決定の集計問題解決可能性に対する疑義であり、第二に、選好の変容による私的利得の克服可能性についての疑義である。

まず、集計問題の解決可能性についてである。第二章で見たように、熟議民主主義は、選好の変容の提起によつて、集合的意思決定の集計問題を克服しようとする側面を持つ。しかし、ジャック・ナイトとジョンソンは、選好の変容によつて集計問題を解決することはできないと主張する。彼らによれば、集計モデルによつて発生する投票結果の不確定性を回避するためには、不一致の諸次元を選り分け、できることならば減少させることを市民に可能にすることによって、「紛争の諸次元に関する共有された理解を引き起こす」ことが有効である。ここで、ナイト／ジョンソンは、この「共有された理解」の発生を選好の変容と見るべきではない、とする。なぜなら、「熟議は選好の変容を目指すという通常の主張」は、「あまりにも強すぎるか、あるいはポイントを外している」からである。

選好の変容が「収斂する同質的な選好」を意味するとすれば、この選好は「紛争の諸次元に関する共有された理解」からすれば「強すぎる」ことになる。また、選好の変容が単に「より熟慮された、反省的で自覚的な」選好を意味するならば、「ポイントを外す」ことになる。熟議が「反省的な選好」をもたらすことが、直ちに集計モデルの不安定性を克服するわけではない。熟議がコンセンサスを目指すものであるとしても、「熟議がコンセンサスを産み出す」という保証は存在しない⁽¹³⁾からである。むしろ、逆に、熟議の結果、熟議参加者間の見解の相違がより明確化することさえあり得る。とりわけ、ジョンソンが指摘するように、政治的議論から世界観をめぐる争いという次元を排除することができないとすれば、熟議を経た結果としての不一致発生の蓋然性は増大するであろう。また、ある政治的争点について、熟議によつて互いに自分の選好に関する情報を開示した結果、その争点についての紛争の程度が従来信じられていたよりも大きいことが判明する、ということもありうる。⁽¹⁴⁾ いずれにしても、熟議が「なぜ、一般的に、合意を減少させるのではなく、増大させるのか」について、熟議民主主義論の説明は十分ではない。

もしも、熟議の結果が不一致の場合、選択肢は、不一致という現状を維持するか、それとも一方が他方に従うよう
に強制するか、どちらかしか存在しないであろう。⁽¹⁶⁾

選好の変容論に対する第二の疑義は、選好の変容が自己利益の克服、その結果としての公共精神の獲得へと導く
可能性についての疑義である。シュマルツ・ブルンスは、第二章第一節（四）でも検討したオッフェラの「反省的
選好」ないし「メタ選好」の概念は、自己利益と公共精神との関係についての理論化に成功していないと主張して
いる。⁽¹⁷⁾ オッフェラの「反省的選好」の概念においては、「より弱く評価される（利己的な）利益がより強く評価さ
れる（社会的）利益へと合理化される」との想定が見出される。つまり、オッフェラは、自己利益と公共精神との
関係を「ヒエラルヒー的な選好構造」として捉えている。これに対して、シュマルツ・ブルンスは、フリツツ・W・
シャープの「二重の選好構造」、すなわち諸アクターにおける「協調的動機と競合的動機との共存」という見解を
参照する。シャープによれば、諸個人は、他者よりも多く利益を得たいという「競合的動機」と他者と共通の利益
を獲得したいという「協調的動機」との両方を持つている。この「共存」状態は、諸個人の間で拘束的な合意が可
能であり、かつ諸個人が互いに合意に達することに純粹に関心を持つている場合においても継続する。それゆえ、
協調の発生は、制度配置によって決まる。⁽¹⁸⁾

このように、自己利益と公共精神との関係については、前者から後者へという「ヒエラルヒー的な選好構造」と
いう理解だけではなく、両者の「共存」という「二重の選好構造」という理解も可能なのである。⁽¹⁹⁾ この点を踏まえ
るならば、自己利益と公共精神との「ヒエラルヒー的な選好構造」という理解は「楽観的な想定」であり、「決し
て理論的に確実に証明され得ないように思われる」のである。⁽²⁰⁾

(三) 正統性確保の困難性

熟議民主主義は、「人民の意思」に代わって政治的意思決定の正統性を確保するための原理であった。しかし、選好の変容論の有効性が問い合わせられるならば、選好の変容の発想を基礎とする熟議による正統性確保、という考え方もまた問い合わせざるを得ないであろう。ナイト／ジョンソンは、熟議による正統性確保がはらむ困難性を指摘している。彼らは、しばしば熟議民主主義は正統性の根拠を「人民の意志」に求めるが、この試みは「的外れ」であるとする。「熟議の提唱者は、正統性の基準としての集合的意思あるいは人民の意思を放棄するべきである」。政治的意思決定の正統性は、その主張が熟議過程を生き残ったことに求められなければならない。⁽²¹⁾しかし、この点は、まさにマニンなどが熟議による正統化として主張したことであった。ナイト／ジョンソンもこの点は認めている。⁽²²⁾

その上で、ナイト／ジョンソンが問題にすることは、熟議民主主義の目的である「紛争の諸次元に関する共有された理解」の創出と、その正統性の根拠とが「全く異なる方向に引き合う」のではないか、という点である。一方で、正統性の根拠を熟議過程そのものに求めることは、熟議の過程への自由で平等なアクセスの保障を必要とする。これは、単なる機会という意味でのアクセスの保障に止まらず、「かつて排除されていた人々を積極的に励まし、声をかけるためのメカニズム」をも要請する。しかし、他方、その結果として、熟議民主主義の目的は、脅かされることになる。なぜなら、「新しい熟議参加者の登場は、政治コンフリクトの次元についての既存の共有された理解をかき乱す」からである。この問題は、容易には解決できないであろう。さらに、こうして熟議民主主義による正統性の根拠に疑問符が付されるならば、そもそも熟議民主主義自体がどれほど望ましいものなのか、という点までもが問い合わせられたとしても不自然なことではないであろう。

(四) 熟議の望ましさについての再検討

最後に、熟議民主主義を擁護する論者の中には、その適用範囲の限定がむしろ望ましい、との主張も見出される。ここであらかじめ注意しなければならないことは、熟議の担い手の問題である。熟議民主主義が想定する熟議の担い手は、（政治家ではない）一般的の市民だけとは限らない。何人かの論者は、熟議の担い手としての政黨の役割を重視している。⁽²⁴⁾ 本項で熟議の適用範囲限定の望ましさという場合には、一般市民レベルにおける熟議の限定という問題を指す。

熟議限定の主張の一つは、マクロな社会システム理解に基いたハーバーマスの議論である。ハーバーマスは、コーンの以下のような主張を取り上げる。

「熟議民主主義の概念は、アソシエーションの協約や条件の正当化が平等な市民のあいだの公共的討論と理由づけによつて進展するという、民主主義的アソシエーションの直観的な理想に根ざしている。そのような秩序における市民は、公共的理由づけを通しての集合的選択の諸問題解決へのコミットメントを共有し、自分たちが自由な公共的熟議のための枠組を確立する限りにおいて、自分たちの基礎的諸制度を正統なものと見なす。」⁽²⁵⁾

ハーバーマスによれば、このようなコーンの理解は、「『全体的に』熟議によつて制御された、それゆえ政治的に構築された社会という理念」から、彼がなおも免れていなことを意味している。⁽²⁶⁾ このような理念は、共和主義的な政治理解と共通するものである。これに対して、ハーバーマスは、熟議の手続を「『あらゆる』社会的諸制度

のためのモデル」として理解することに反対する。むしろ熟議は、「分化し、法治国家的に形成された政治システムの中核構造^[28]」として理解されなければならない。なぜなら、複数の行為システムに分化した複雑な現代社会では、政治システムは「頂点」でも「中心」でもなく、「いくつかの行為システムの中の一つに過ぎない」ので、单一の原理による「全体的な」制御は不可能だからである。^[29]このようにハーバーマスは、複雑な現代社会の機能分化に、市民レベルにおける熟議の適用限定の根拠を見るのである。市民レベルへの熟議の拡大は、不可避的かつ望ましいシステム分化の趨勢を逆転させ、共和主義あるいはかつてのマルクス主義的思考が囚われていた「全体性」を回復しようとする不可能かつ危険な試みに他ならない。

現代社会の機能分化を正面から受け止めようとするハーバーマスの意図は、十分に理解できる。しかし、社会システムというマクロな視点から直ちに市民レベルの熟議の否定を導くことには同意できない。複雑性と不確実性とを特徴とする現代社会においては、市民レベルの熟議による問題解決が重要な局面も存在するであろう。シユマルツ・ブルンスの言葉を借りれば、「複雑性は、コミュニケーション的な構造の遂行能力をむしろ明確に出現させる」のである。^[30]何人かの論者が、直接民主主義に対する批判を、市民レベルにおける熟議民主主義の擁護に結びつける議論を提起しているのも、このような局面の重要性を認識してのことであると思われる。「全体性」の脅威を回避するあまり、このような可能性を見落とすならば、熟議民主主義の射程の不当な限定をもたらしかねない。

これに対して、市民レベルの熟議の意義を認めつつも、その限界を主張するのがワレンである。ハーバーマスの議論が社会システムというマクロな視点からのものであつたのに対し、ワレンは、「政治的関与に固有の社会的心理学的諸困難」^[31]というミクロな市民の意識の次元からの議論を開拓する。

彼のテーマは、熟議民主主義論は政治の「魅力のなき（unattractiveness）」を認めるべきだ、というものである。

熟議民主主義の理論家たちは例外なく、「民主主義的参加は魅力的な活動」であり、「人々は機会さえあれば自然にそれを選択するであろう」と考えている。しかし、ワレンによれば、このような想定は「ロマンティックなドグマ」に過ぎない。第一章第二節でも述べたように、彼は、現代社会における社会的基盤喪失に「民主主義的手段」によって対処することの「相対的望ましさ」を指摘する。しかし、このことと政治的関与の「魅力のなさ」とは区別されなければならないのである。³⁴⁾

確かに、しばしばラディカル・デモクラシーの理論家が指摘するように、人々が政治的関与を好まないことを、民主主義的経験の欠如、構造化された公共空間の不在、政治的対話の意義を感じさせないような政治システムの存在、そしてマス・メディアによる公共的対話の（独占的）吸収などの反映として説明することは可能である。しかし、決定的に重要なことは、「最善の状況においてさえ、政治的諸関係というものは、社会的諸関係の中でも最も困難なもの」という事実を認識することである。³⁵⁾

それでは、なぜ政治には魅力がないのか。それは、政治が諸個人に「彼らが自然に回避したがるような責任とりスクを負うこと」を求めるからである。「基盤喪失」を特徴とする政治への民主主義的対応は、諸個人にとつていくつかのリスクを伴うものである。例えば、しばしば民主主義が喚起するような「自律」は、相互依存的な関係における結合性や信頼の一定の停止をもたらす。また、民主主義がもたらす「争いのボテンシャルの拡大」は、「もはやいかなる関係も絶対的確実性を持つたものと見ることはできない」ということを意味する。このような諸個人にとつての政治のリスクを考えれば、社会の政治化の展開（それは民主主義にとつての新しい機会をもたらす）が、同時に「新たな反政治的誘惑や原理主義的対応」をもたらすこととも「不思議ではない」。かくして、ワレンは、次のように述べる。

「ラディカル・デモクラシーの理論家は：人々が積極的な参加者となるチャンスに喜んで応じるのかどうかを問うべきである。人々がそのようなチャンスに応じないとしても、それは単に我々の文化がアパシーや過度の個人主義を引き起こしているからではなく、政治の非魅力的な特徴そのもののためなのである。³⁷」

したがって、ラディカル・デモクラシーの理論家の課題は、「いかなる制度デザインが、政治の不快感を表出し切り抜ける手段を提供しつつ、政治のリスクを減少させ制限することができるのか」という問いに答えることである。この問い合わせに対するワレン自身の回答については、第四章第五節で検討することにしたい。

(五) 小括

本節では、熟議民主主義を擁護する側からの、熟議民主主義に対する批判的再検討の内容について検討してきた。熟議過程における戦略的に行動するアクターや理性を超える「世界観をめぐる争い」の次元の指摘は、熟議における合意の成立可能性に重大な疑いを差し挟むものである。ジョンソンやナイトといった理論家たちは、熟議を合意ではなく、むしろ対立の相において特徴づけようとしていると考えられる。このような熟議における対立の契機の強調は、選好の変容論の再考を要請し、熟議による正統性確保に疑問符を付すこととなつた。さらに、熟議民主主義の望ましさについての再検討も表れている。総じてこれらの批判の焦点は、熟議民主主義論が対立の契機を十分に考慮していない、という点に向けられていると言えよう。

第二章第二節で見たように、熟議民主主義における対立の契機の欠如は、闘技民主主義が提起した批判であつた。

實際、本節で検討した熟議民主主義による自己批判は、闘技民主主義による批判と、その問題視角において相当程度共通する側面を持つ。⁽³⁹⁾このことは、熟議民主主義が闘技民主主義の批判を受け止め、自らの構想の批判的再検討へと進みつつあることを示しているとも言えよう。

ところで、このように熟議民主主義が闘技民主主義の提起した論点を受け止めつつあるとすれば、それは、民主主義理論が分岐を超えて闘技民主主義の方向へと進みつつあることを示しているのであろうか。さらに言えば、熟議民主主義がその理論的問題点を対立の契機の不十分性に見出し、対立の契機を重視してゆくなれば、その民主主義理論はもはや熟議を必要とせず、闘技のみで事足りるのではないだろうか。

この問題は重要である。確かに、ここまで議論では、熟議民主主義は対立の契機を尊重し、闘技民主主義との差異を希薄化することに専念しているように見えるかもしれない。しかし、熟議民主主義の理論家たちは、決して熟議の重要性を否定するわけではない。第四章で紹介・検討するナンシー・フレイザーやジエイン・マンスブリッジといった論者たちは、それぞれ独自の観点から熟議民主主義論を批判し、「闘争」（フレイザー）や「強制」（マンスブリッジ）の重要性を主張する。しかし、彼女たちは、熟議民主主義を否定するところまで進むのではない。例えばマンスブリッジは、「権力に対して闘う」ための拠点である「抵抗の飛び地」を、「対抗思想の成長を可能にする組織的・熟議的飛び地」と表現しているし、別の論文では熟議民主主義の可能性を積極的に擁護している。⁽⁴⁰⁾彼女たちが、対立の契機の重要性を認識しながらも、熟議民主主義を擁護することにはどのような意味があるのか。この点は、次節において、闘技民主主義の問題点を検討することによって明らかになるであろう。

註

(1) 合理的選択理論だからといって、必然的に自己利益を分析の中心に据えるとは限らないが、いりで念頭に置いているのは、以下のよくな研究である。Mark Ramseyer and Frances McCall Rosenbluth, *Japan's Political Marketplace*, Harvard University Press, 1993. マーク・ラムザイヤー／フランシス・M・ローゼンブルス（加藤寛監訳、川野辺裕幸・細野助博訳）『日本政治の経済学—政権政党の合理的選択』、弘文堂、一九九五年。建林正彦「中小企業政策と選挙制度」、日本政治学会編『年報政治学』一九九七、危機の日本外交—七〇年代』、岩波書店、一九九七年、一七七—一九六頁。

(2) 例えば、以下の諸研究を参照。Lewin, *Self-Interest and Public Interest in Western Politics*. Paul J. Quirk, "Deregulation and the Politics of Ideas in Congress," in Mansbridge (ed.), *Beyond Self-Interest*, pp.183-199. 内山融『現代日本の国家と市場—石油危機以後の市場の脱〈公的領域〉化』、東京大学出版会、一九九八年。

(3) 例えば、鈴木基史は、合理的選択理論に基く日本政治研究を批判的に検討した論文において、次のように述べている。「私利の最適化に専念して社会的連帯や公共利益をないがしろにするという個人の想定は間違っているわけではない。しかし、ここで生じる必然的な疑問は、なぜ私利の追及という個人の選好は政治過程から独立して存在し不変であり続けるのか、なぜ政治社会における市民は一時も公益を意識して行動しないのか、といふ」とある（鈴木基史「合理的選択新制度論による日本政治研究の批判的考察」、『レヴァニアサン』、第一九号、一九九六年、九〇—九一頁）。ここで鈴木は、政治的行為における「私利の追及」という局面の存在を否定するのではなく、あくまで、政治的行為は「私利の追及」に尽きるものではない、と主張しているのである。また、政治における「公共利益」の重要性を実証的に明らかにしようとするレヴィンも、本文で述べたような意味での有権者・政治家・官僚の「合理的行動」の存在を否定しているわけではない。Lewin, *Self-Interest and Public Interest in Western Politics*, p.98. 」の点は、規制緩和における「理念の政治」の意義を唱えるポール・J・クウェークにおいても同様である。Paul J. Quirk, "In Defense of the Politics of Ideas," *The Journal of Politics*, vol.50, 1988, p.39f. Quirk, "Deregulation and

the Politics of Ideas in Congress,” p.194, 197.

- (4) Offe, “Falsche Antworten, verlogene Fragen,” S.128ff. オッフェの言ふ「不誠実」とは、命題Aと命題Bとが両立しないことを「知つてゐる」よりもかわいぢや、両者を支持するような態度、あるいはこの両者が両立しないことは「知らない」が、両命題の関係について調べたり情報を得ねばと思えな可能な場合にそれを行なわないような態度、のりとある。その例としては、(1)裁判において不利益や損害を過大に主張するいと、(2)公的助成の申請における誇張、(3)公共サービスに従事する労働者が労働条件改善・給与引き上げ要求の際に、より良いサービスのためという「私欲のない動機」に訴えるいと、などが挙げられている。また、社会的選択理論の領域では、決定関与者・決定参加者が「自分にとって好ましくない結果を…防がれ、より好ましい結果を生じさせるためとする」戦略的行動について、多くの議論の蓄積がある。集合的決定における戦略的行動の主な類型としては、議事操作、戦略的投票、および票取引がある。いの点については、宇佐美前掲『決定』九七・一二五頁、を参照。

いの点については、本稿第二章第一節(1)を参照。

- (6) (5) William H. Simon, “Three Limitations of Deliberative Democracy : Identity Politics, Bad Faith, and Indeterminacy,” in Macedo (ed.), *Deliberative Politics*, p.53.

James Johnson, “Arguing for Deliberation : Some Skeptical Considerations,” in Elster (ed.), *deliberative democracy*, pp.165-167.

Young, “Communication and the Other,” p.124.

Johnson, “Arguing for Deliberation,” p.168.

- (10) Young, “Communication and the Other,” p.123. 例えば議会における論議では、熟議は競争と見なされるが、そのような形態は、競争を好み、ゲームのルールを知る者を特権化する。「いのちば、断言調で対立的な発話のほうが、ためらいがちで、探求的な、あるいは相手をなだめるよくな発話よりも、価値あるものとされる。」

- (11) *Ibid.*, p.124.

- 説論
- (12) Johnson, "Arguing for Deliberation," pp.168-170. 熟議民主主義の限界を文化的多元主義なし「アイデアティティイの政治」に見る見解は、他にも多く存在するが、差し当たる以下を参照。 Simon, "Three Limitations of Deliberative Democracy," pp.50-52.
- (13) Knight and Johnson, "Aggregation and Deliberation," p.282f.
- (14) Fearon, "Deliberation as Discussion," p.57.

Ibid.

- (15) *Ibid.*
- (16) Jane Mansbridge, "Using Power/Fighting Power : The Polity," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, p.47.
- (17) Schmalz-Brunn, *Reflexive Demokratie*, S.150, n.75. Vgl. Schmalz-Brunn, "Selbstorganisation, Selbstregierung, Selbstverwirklichung," S.60f. Hubertus Buchstein, "Perspektiven kritischer Demokratietheorie," *Prokla*, Nr.86, 1992, S.122, n.3.
- (18) Fritz W. Scharpf, "Political Institutions, Decision Styles, and Policy Choices," in Roland M. Czada and Adrienne Windhoff-Héritier (eds.), *Political Choice : Institutions, Rules, and the Limits of Rationality*, Campus Verlag, 1991, pp.53-86.
- (19) 「二重の選好構造」の概念は、自己利益と公共精神との関係をより精緻に把握しようとする場合に、大きな示唆を与えるようになり思われる。これについては、第四章第三節におこし、「二重効用」論として再び論じることにした。
- (20) もう一つ、ハーマルカ・ブルンスが「ヒューラルヒー的な選好構造」について、「樂観的な想定」と述べてある点については、「樂観的」の理解によつては、異なる見方も可能である。「ヒューラルヒー的な選好構造」論では、当初の選好は自己利益を追求する選好である。これに対し、「二重の選好構造」論の場合は、「共存」とはいえ、諸個人は当初から競合的動機だけでなく、協調的動機も持つてくると想定されてくることになる。この意味では、「樂観的」なのは、むしろ「二重の選好構造」論によるところだ。
- (21) Knight and Johnson, "Aggregation and Deliberation," S.300f.
- (22) Cf. *Ibid.*, p.294, n.41.

- (24) ハーバーマス、「公的な資金提供」によって支えられた政党は、熟議民主主義を可能にするために重要な役割を果たす」と述べ
る。Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," pp.30-32. See also Manin, "On Legitimacy and Political Deliberation," pp.357
-359.
- (25) Ibid. p.289.
- (26) Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," p.21.
- (27) Habermas, *Faktizität und Geltung*, S.369.
- (28) Habermas, "Three Normative Models of Democracy," p.26f.
- (29) Habermas, "Three Normative Models of Democracy," p.29f.併せて、次の主張も参照。「熟議の政治が「政治システムだけではなく」
社会的全体性を刻印する構造にまで拡大されたならば、『法ハステム』に期待される熟議による社会化様式は、「社会」の自己
組織化へと拡大され、その「社会の」複雑性に全体として浸透せられなければならないであろう。そのようなことは、実際
不可能である。なぜなら、民主主義的手続は、それ自体が規制するとのできない、埋め込まれた文脈に依拠せざるを得ない
からである。」Habermas, *Faktizität und Geltung*. S.370. 僕縁による強調は引用者。
- (30) Schmalz-Brunns, "Selbstorganisation, Selbstregierung, Selbstverwirklichung," S.65.
- (31) 例えば、オッフェの議論は、そのよつた性格を持つ。彼は、直接民主主義への過度の信頼は、「人民の意思」の「擬制」と
「誤りやすさ」を考えれば、「見せかけのラディカル（scheinradikal）」にすぎないと批判する。」のよつた「人民の意思」 = 直
接民主主義批判は、一方で、議会や専門委員会などの「代表制的手續」が有する「相対的能力」を認めるべくとの主張に結び
つく。しかし、他方で、この批判は、熟議の重要性にも結びつく。なぜなら、もしも「人民の意思」が存在するにすれば、熟
議による「人民の意思」形成過程内在的にのみ存在するからである。Claus Offe, "Wider scheinradikale Gesten : Die Verfassungspolitik

auf der Suche nach dem »Volkswillen«,” in Gunter Hofmann und Werner A. Perger (Hg.), *Die Kontroverse: Weizsäckers Parteienkritik in der Diskussion*, Eichborn, 1992, S.127ff.

この点に関して、アメリカ政治の文脈を意識しながら、同様に「参加」と「審議」との関係について検討した、次の論文をも参照。上田道明「デモクラシーにおける『参加』と『熟慮』——19世紀末の政治への一考察——」、日本政治学会編『年報政治学』一九九六・五五年体制の崩壊』、岩波書店、一九九六年、一一五・一一三頁。

なお、オッフェの言ふ「誤りやすい」とは、例えば、「我々は決定の時点で極めて容易に、長期的ではあるが予測可能な損失という結果に対して、短期的利益を不適切にも優先するという誘惑に駆られてしまつたり」とを指す(Offe, “Wider scheinradikale Gesten,” S.130)。こののような時間差のある選択において、人間が短期的な「見てくればよこがうわべだけ (specious)」の選択を行なう傾向について Robert H. Frank, *Passions within Reason: The Strategic Role of the Emotions*, W. W. Norton, 1988, pp.76-80. ロバート・H・フランク(山岸俊男監訳)「オデッセウスの鎖—適応プロダクムとしての感情—」、サイエンス社、一九九五年、九四・九八頁、をも参照。フランクによれば、短期的な利益を優先する選択は、将来の利得についての割引率を考慮に入れた合理的な選択と見なすいとはやめない。

(32) Warren, “What Should We Expect from More Democracy?” p.242.

(33) 従来の主な直接民主主義批判の議論との関係では、ワレンの議論は、市民の政治的判断能力の疑問視(シユムペーター、サルトーリ)の議論というよりも、(政治活動につき込む)時間的制約の存在(ダール)という議論と部分的に重なる。ある論文ドワレンは、ダールを肯定的に参照している。 Cf. Warren, “Deliberative Democracy and Authority,” p.46. 直接民主主義批判の論点の包括的な検討については、Ian Budge, *The New Challenge of Direct Democracy*, Polity Press, 1996. ベン・バッジ(杉田敦・上田道明・大西弘子・松田哲訳)『直接民主政の挑戦—電子ネットワークが政治を変えむ—』、新曜社、11000年、が参考になる。彼の議論の重要な論点の一つは、政党を媒介した直接民主主義の構想である。

現代民主主義理論における分岐とその後（二）（田村）

(34) Warren, "What Should We Expect from More Democracy?", p.243.

(35) *Ibid.*, p.244.

(36) *Ibid.*, p.261. いわば「ホーマー」を維持しようとするならば、他方で外部の他者への抑圧を生むからである。Cf. Honig, "Difference,一いっかくの間へ「ホーマー」を維持しようとするならば、他方で外部の他者への抑圧を生むからである。Cf. Honig, "Difference, Dilemmas, and Politics of Home," p.270.

(37) Warren, "What Should We Expect from More Democracy?", p.266.

Ibid.

(38) (39) その例として、例えば、堕胎をめぐる議論の位置づけを見てみよう。ジョンソンは、これを、政治的議論が世界観をめぐる争いを伴うところ彼の主張を論証する事例として用いている。彼によれば、堕胎をめぐる議論への参加者たちは、「異なる世界観に賛同しており、したがって、人間、母性、そして社会における女性の位置といった概念そのもの理解において異なつている」。したがって、堕胎をめぐる議論は、参加者の世界観の次元での争いを伴う」となる。一方、闘技民主主義論者であるムフの主張も、ジョンソンのそれと共に通する性格を持つ。彼女は、堕胎をめぐる議論を、「善の構想」を公的領域から分離するロールズの議論を批判する論拠として用いている。「[ロールズと異なり]多元主義といつても、それは、善に関して競合するそれらすべての構想が、公的領域への介入を試みることなく、平和的に共存する状態を意味するものでは決してない。私的領域と公的領域との境界は、所持として決定済みのものではなく、不斷に構築され変化していくのである」(Mouffe, *The Return of the Political*, p.51. 邦訳、一〇〇頁)。

(40) Mansbridge, "Using Power/Fighting Power," p.59.

(41) Cf. Jane Mansbridge, "A Deliberative Perspective on Neocorporatism," in Erik Olin Wright (ed.), *Associations and Democracy*, Verso, 1995, pp.133-147. Jane Mansbridge, "A Deliberative Theory of Interest Representation," in Mark P. Petraca (ed.), *The Politics of Interests*:

第二節 閩技民主主義における合意の契機——民主主義的シティズンシップ論を中心に

ベンハビブは、『民主主義と差異』と題する論文集の序章において、同論文集の中には熟議民主主義の系譜に属する論文と閩技民主主義の系譜に属する論文との両者が存在すると述べたうえで、両者の統合の展望について言及している。熟議民主主義は、文化的・倫理的生活の諸力から政治を免れさせようとするものであり、他方、閩技民主主義は、民主主義を倫理的・文化的問題をめぐる絶え間ない争いと見るものである。民主主義の両理論をこのように整理した上で、彼女は、「理論レベルで望ましいモデル」は「民主主義の閩技的精神を正当に扱いうる熟議民主主義」⁽¹⁾であると述べている。

ここで一つの疑問が生じる。なぜ、ベンハビブの提起するモデルは、「熟議的精神を正当に扱いうる閩技民主主義」ではないのだろうか。この問いは、前節の最後に紹介したフレイザーやマンスブリッジなどの理論家にも当てはまる。すなわち、ここで問われていることは、対立の契機の意義を認めながらも、なぜこれらの理論家たちは、最終的に熟議民主主義の立場を選択するのか、ということである。

その理由は、ムフ、エルネスト・ラクラウ、そしてコノリーなどの「反基礎づけ主義的・ポスト構造主義的」民主主義モデルに対する、以下のような彼女の批判に見出される。

「民主主義の反基礎づけ主義的理論は、以下の点において循環論法に陥っている。すなわち、それらは、まさにその正当化のためにいわゆる『基礎づけ主義的』モデルがそもそも発展したところの、市民の平等・自由・民主主義的正統性といった道徳的・政治的諸規範をあらかじめ想定するか（*posit*）、もしくは単純に自明と見なしているのである。⁽²⁾」

このベンハビブの批判は、本稿のこれまでの議論に正面から異を唱えるものと言つてよい。彼女の考えでは、道徳的・政治的諸規範の「あらかじめの想定」ないし「自明視」によって「確実性」に依拠している理論は、熟議民主主義ではなく、闘技民主主義なのである。そして、闘技民主主義の作動は、熟議民主主義の作動を前提とするのである。以下で、このベンハビブの主張を検証する。

まず、第二章第二節で述べた闘技民主主義論における「闘技」と「敵対性」との区別を想起してみたい。闘技民主主義論が、熟議との関係で規範的に正当化するのは、「闘技」の方である。これに対して、「敵対性」については、その不可避性ないし根絶不可能性が指摘されるが、それ自体が望ましいものとして擁護されるわけではない。むしろ、敵対性は闘技へと変容されるべきものとされる。つまり、闘技民主主義論は、それが擁護する対立の中でも敵対性の次元については、その不可避性は承認するものの、その制約が望ましいと考えているのである。

ここで重要な問題は、対立を敵対性ではなく闘技の次元において実現するための、もしくは対立を前者から後者へと変換するための論理が、闘技民主主義論に存在しているのかどうか、である。本稿は、闘技民主主義論はこの論理を理論内在的に導出することに成功しておらず、この点に熟議民主主義のメリットが存在すると考える。この点を確認するために、「民主主義的シティズンシップ」に関するムフの議論を参照してみよう。

ムフが、「政治的なるもの」の核心として対立の次元を擁護する動機の一つに、ロールズなどの自由主義の個人主義に対する批判がある。彼女によれば、個人主義的な立場からは、政治を構想することはできない。なぜなら、「政治の領域において我々が遭遇するのは、集団や集合的アイデンティティであって、孤立した個人ではない」からである。この「集団や集合的アイデンティティ」は、どのようにして成立するのであろうか。ここでムフが提起する概念が、「ラディカル・デモクラシーのシティズンシップ」である。そのより具体的なイメージは、次のように述べられている。

「ラディカル・デモクラシーのシティズンシップは、ラディカル・デモクラシーの立場からなされる自由と平等の原理の解釈に共同して同一化することを通じて『われわれ』を構築すること、言い換えれば、民主主義的等価性の原理によって様々な要求を接合すべく、それら諸要求の間に等価性の連鎖を構築することを目指すのである。⁽⁴⁾」

この「ラディカル・デモクラシーのシティズンシップ」の基盤の上に、闘技は成立するのである。逆に言えば、闘技は、その参加者が「ラディカル・デモクラシーの立場からなされる自由と平等の原理の解釈に共同して同一化」することなくしては成立し得ないのである。しかも、このシティズンシップは、諸個人の自己利益よりも上位に置かれるものである。なぜなら、

「われわれは、自分たちの自由を確保し、自由の行使を不可能にするような隸属を避けようとと思うなら、市民の

徳を陶冶し、共通善のために尽力するのでなければならない。私的利害よりも上位にある共通善の観念は、個人の自由を享受するための必要条件なのである。⁽⁵⁾」

ここでムフが、政治を自己利益に還元することを拒否し、「市民の徳」や「共通善の観念」の重要性を主張していることは、これまでの本稿の議論とも合致する。しかし、他方で、ここまででの議論で示してきたように、自己利益と「市民の徳」ないし「共通善の観念」とを接続するためには、何らかの媒介の論理が必要となる。換言すれば、彼女の言う「民主主義的シティイズンシップ」の成立は、ミクロ・マクロ媒介の問題を解決しなければならない。この問題の解決は、敵対性から闘技への対立関係の質的転換を実現することでもある。しかし、彼女は、この問題を解決する原理を闘技の原理から直接に導いていない。⁽⁶⁾ここに、彼女の議論の抱えるアボリアが存在する。諸個人が「敵対性」から「闘技」の関係へ移行するための鍵である「民主主義的シティイズンシップ」は、「民主主義的なゲームのルール」の受容⁽⁷⁾を意味する。しかし、これは、言わば民主主義的な闘技のゲームに外在的な条件である。闘技民主主義が「道徳的・政治的諸規範をあらかじめ想定している」とのベンハビブの批判は、この点を指しているのである。

それでは、民主主義的シティイズンシップの形成としての同一化の過程、すなわち「諸要求の間に等価性の連鎖を構築する」過程は、どのようにして実現可能なのだろうか。このような問い合わせに対し、私は、熟議民主主義は少なくとも一つの回答を提示し得ると考える。本節の議論を踏まえるならば、闘技を成立させるために「諸要求の間に等価性の連鎖を構築する」場合に、以下の二つが論点となるようと思われる。第一に、自己利益と市民の徳ないし共通善との媒介、すなわちミクロ・マクロ媒介の問題をどのように解決するか、という問題である。第二に、闘技

民主主義論の最大のアボリティアである敵から対抗者への移行をどのように可能にするか、という問題である。第一の論点については、闘技民主主義のみならず、熟議民主主義にも当てはまる問題であり、次章第二節および第三節で検討する。ここでは、第二の論点について取り上げ、考察する。

ムフは、人種主義における人種主義者や性差別主義者との争いは「敵対性」であるとする。⁽¹⁰⁾ 「敵」であるとは、人種主義者や性差別主義者の主張は、単に反対されるだけではなく、「そうした考え方を擁護する反対者自身の権利」も疑われるべきであることを意味する。⁽¹¹⁾ このような敵との間に「民主主義的シティズンシップ」を確立することは可能であろうか、またそれは望ましいことなのであるうか。

この問いに対する回答として、論理的には二つの選択肢が考えられる。第一は、そのような可能性を一切断念することであり、第二は、「敵」をできるだけ「対抗者」に移行させるよう努めることである。本稿は、熟議民主主義の過程論的理解が第二の選択肢の実現可能性を高めることに貢献し得ると考える。

第一の場合には、奴隸制支持者との間にはいかなる意味でのコンセンサスも形成不可能なのであり、敵対性の関係の中で互いに打倒するかされるかのみが焦点となるであろう。上述のムフの言明から読み取ることができるように、闘技民主主義論の観点からは、このような立場が導出されることになる。しかし、このような方策を探る限り、友・敵の関係は固定的であり、敵が対抗者へと移行する可能性は閉ざされたままである。⁽¹²⁾ ここには、敵同士の間での選好の変容という視点は存在しない。従来、敵と見なされていた行為者が互いに選好を変容させることを通じて、（両者の従来の立場を前提としては考えられなかつたような）新しい関係性、志向性、あるいは決定を生み出す可能性は開かれていないのである。

これに対して、第二の場合は、ジョンソンが提起した「世界觀をめぐる争い」を含む熟議を試みてゆくことにな

るであろう。ジョンソンは、奴隸制支持者との熟議について、奴隸制についての賛否は論者の「世界観」に関わるために、この争点について熟議を行なう場合は、最終的には論者の「世界観を攻撃することが必要」と述べている。⁽¹³⁾つまり、奴隸制支持者との間に「民主主義的シティズンシップ」を形成するためには、確かに熟議が必要であるが、それは「相争う世界観に対するある種の『根本的攻撃（fundamental attack）』」を伴わざるを得ないのである。⁽¹⁴⁾

このような「世界観をめぐる争い」としての熟議は、民主主義的な実践と言えるのであろうか。ジョン・S・ドライゼックも指摘するように、熟議が公正に行なわれるための手続に焦点を合わせる手続主義的理解（彼の用語では「自由主義的立憲主義」）の立場からは、このような熟議は正統なものとは言えない。熟議の手続主義的理解あるいは自由主義的立憲主義モデルは、ある言説が熟議の過程に入るための前提条件を設定する。例えば、エイミー・ガットマンとデニス・トンプソンの場合は、「相互性」、「公開性（publicity）」、および「アカウンタビリティ」である。また、ロールズの場合は、「理性的な（reasonable）」議論を保障するためには、「自己利益、偏見、イデオロギーに基づく主張、あるいは他の熟議参加者の中核的アイデンティティを攻撃するような主張」は排除されるべきとされる。今日では奴隸制支持の言説は、明らかにガットマン／トンプソンやロールズが挙げるような熟議の諸前提条件を満たすものとは考えられない。⁽¹⁵⁾

しかし、ドライゼックは、古代ギリシャや初期のアメリカ合衆国では、奴隸所有者や奴隸制支持者は熟議に参加するにふさわしい名誉ある（男性の）人物でありえたのであり、したがって奴隸制反対論者との間で生産的な議論に従事することが可能だったはずだと述べる。熟議の前提条件が作用する方法は、時空を超えて変化するのである。ここから彼は、熟議の（手続的な）前提条件そのものが「熟議による精査において再考されなければならない」と主張する。すなわち、奴隸制支持の言説も、その主張の妥当性は熟議によって検証されるべきなのである。⁽¹⁶⁾

このようにドライゼックは、熟議にかけられるべき「言説の内容について、あらかじめ何らかの制限を課す必要はない」と考える。なぜなら、熟議は、「選好の範囲を制限するための内在的なメカニズム」を持つていてある。⁽¹⁾ その例として、彼は、エルスターの「偽善の文明化効力」論やグッデンの「選好の洗い出し」論などの議論を挙げている。⁽²⁾ 本稿の観点からは、熟議に内在的なこのメカニズムは、単に選好の範囲を制限するだけではなく、選好を変容させる⁽³⁾ ことも含むものである。しかし、ここで重要なことは、いずれにしても熟議民主主義の（手続主義的）理解ではなく、過程論的理解が、敵対性を闘技に、敵を対抗者に移行させる可能性を有しているところ⁽⁴⁾ である。⁽⁵⁾ もちろん、上記のメカニズムによって「世界觀をめぐる争い」への解決策が必ず提供されると断言することはできないであろう。しかし、敵対性から闘技への移行可能性という問題について、闘技民主主義論及び熟議民主主義の手続主義的理解と比較した際に、熟議民主主義の過程論的理解およびその核心である選好の変容論が、相対的により大きな解決可能性を提示しているといふ点については、示し得たのではないかと思われる。

註

- (1) Seyla Benhabib, "The Democratic Moment and the Problem of Difference," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, p.9.
- (2) Benhabib, "Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy," p.71.
- (3) Mouffe, *The Return of The Political*, p.140. 邦訳、二二二頁。
- (4) Ibid., p.70. 邦訳、一四一頁。
- (5) Ibid., p.63. 邦訳、一二七頁。
- (6) ムフは、対抗者の見解の受容可能性については、「政治的アイデンティティの根本的な変化を被ること」であるとした上で、

それは「理性的な説得」ではなく、一種の「改宗 (conversion)」(マークス・ターン) である述べる (Mouffe, *The Democratic Paradox*, p.102)。しかし、この議論は、敵から対抗者への移行を説明しよべとしたものではない。

(7) Mouffe, *The Return of the Political*, p.4. 邦訳、八頁。

(8) ハーベ・ブルガードオットフエは、合理的選択理論に基づくゲーム理論にて、「ゲーム外的な条件の存在を指摘してある。「論理的には、諸行為主体が構築され、ゲームの一部と見なす」とができない諸過程の結果として、それらの選好序列が形成された後でのみ、ゲームは始まる」 (Johannes Berger and Claus Offe, "Functionalism vs. Rational Choice?: Some Questions Concerning the Rationality of Choosing One or the Other," *Theory and Society*, vol.11, no.4, 1982, p.525)。合理的選択理論に基づくゲーム理論に対するのみの批判が正鵠を得たものであるかどうかは、本稿の検討課題ではない。(ただし、第四章の第二節および第三節において、本稿の叙述に関係する限りで、若干の言及を行なう)。しかし、この批判は、少なくとも本稿における闘技民主主義論批判のポイントをよく示すものである。

(9) 「ここで私は、闘技の成立はあくまでも熟議民主主義によってのみ説明である」と主張しているわけではない。私の目的は、熟議民主主義が闘技の成立による(闘技民主主義による)アポリアを解決するための選択肢の一つであり得る、というふうとを示すやうにしたい。

(10) Chantal Mouffe, "Radical Democracy or Liberal Democracy?", in David Trend (ed.), *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, Routledge, 1996, p.25. ハーベ・ブルガードオットフエ「ホルティカル・ナショナルシナーカワグハル・ナショナルシナーカ」、ディヴィド・ムレハニ編(佐藤正志・飯島昇藏・金田耕一他訳)『ラティカル・デモクラシー—アイデンティティ、シティズンシップ、国家—』(三嶺書房、一九九八年、四〇頁)。

(11) Cf. Mouffe, *The Return of the Political*, p.4. 邦訳、八頁。ただし別の論文では、ムフは、「敵」の殲滅は物理的殲滅として理解されるべきではない」と述べてゐる。破壊されるべきのは、「社会的な行為者たちと決して融合されえない固有の『主体

位置(subject position)」]」および「の主体位置が「具現化やれる諸制度」である。Mouffe, "Radical Democracy or Liberal Democracy?"

p.25 邦訳、四〇頁。

- (12) 本稿と共通する観點からの闘技民主主義批判は、杉田敦や小玉重夫の議論にも見受けられる。杉田は、「ムフやラクラウのアプローチにおいて、「異質な『他者』との接触によって、差異のシステムそのものが根本的に新しいものに変わる可能性は、あらかじめ拒否されていいるように見受けられる」と述べている。杉田前掲「権力」、一〇一頁。小玉も、「ムフによるラディカル・デモクラシーの議論は、「敵対性によって創出される政治的アイデンティティの形成」に「主要なモティーフ」があるとした上で、「(+)のよへなアイデンティティ・ポリティクスの論理には、自己とは異質な他者とのコミュニケーションの契機は含まれてゐない」とあり、「アイデンティティを異にする異質な他者間の関係を概念化する方法は含まれていない」と主張している。小玉重夫『教育改革と公共性—ボウルズ＝ギンタスからハンナ・アレントへ—』、東京大学出版会、一九九九年、一七〇、一七七頁。

(13) Johnson, "Arguing for Deliberation," p.170. 本章第一節(1)をも参照。

(14) Ibid., p.177.

(15) Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond*, p.45f.

(16) Ibid., p.46.

(17) Ibid., p.46f. エルスター やグッディンの議論については、第四章第三節において検討する。

- (18) ノルトは、それでも第四章第三節で論じるが、本稿は、「偽善の文明化効力」論とグッディンらの「(重効用)論との差異を強調する立場をとつてゐる。

- (19) ノルトは、ライゼックは、熟議民主主義におけるノマニケーション様式として、通常想定される「論証」以外の他の様式を条件つもで認めるノルトの重要性を主張する。彼がとりわけ重視するのは、「ントリック」である。「ントリックは、重要なコ

ミニュニケーション様式である。なぜなら、それは、異なる引照枠組あるいは言説に同意する人々に到達しようとするミニュニケーションを伴うからである。」Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond*, p.167.)のドライゼックの議論は、ヤングらの「差異派」の議論を部分的に攝取しつつ熟議民主主義を修正してゆく試みである。ヤングによる熟議民主主義批判については、第三章第一節（一）を参照。それを受けたドライゼックの議論については、第四章第一節で検討する。

(20) したがって、敵との関係については、可能性としては、厳密には「世界観をめぐる争いを含む熟議」と「敵対性の維持」という二つの場合があり得るということになると思われる。

第三節 小括

本章では、熟議民主主義と闘技民主主義との接点を模索した。その結果として、両者が交錯するいくつかの地点を確認し得たと思われる。熟議民主主義の側では、対立の契機の重要性が様々な角度から指摘されつつある。他方、闘技民主主義は、闘技成立の説明においてアポリアを抱えており、この点を解決するために熟議民主主義の過程論的理解が相対的に可能性を有することが確認された。以上の分析から、分岐以後の民主主義論の構築に向けてどのような示唆が得られるだろうか。

本稿が、民主主義論の統合を図るという課題を設定した背景には、現代社会という歴史的条件に適合的な制御概念を彌琢するという課題があつた。本稿冒頭における制御の定義は、「全体社会の部分システム間もしくは諸行為間の相互作用を調整し方向づける、制御アクターによって媒介された過程」というものであつた。第二章第一節(三)

で述べたように、熟議民主主義の過程論的理説およびその基軸である「選好の変容」は、このように定義された制御が可能になるための原理を提供するものである。本章第二節における「敵」から「対抗者」への移行という問題は、上記の制御定義における「諸行為間の相互作用の調整と方向づけ」の一つの（それもきわめて困難な）事例であると言える。したがって、本稿の課題に即すならば、分岐以後の民主主義理論を、熟議民主主義の過程論的理説を基礎として構想することは、本稿の分析からの必然的な帰結であるように思われる。

しかし、第二章第二節で検討したように、闘技民主主義による熟議民主主義批判は部分的に妥当性を持つものであった。このことは、本章第一節で検討した熟議民主主義の自己批判にも現れていた。したがって、分岐以後の民主主義理論は、熟議民主主義の過程論的理説を基礎としながらも、そこにどこまで闘技民主主義的な対立の契機を織り込んでいくことができるか、という点に、その焦点の一つを結ぶことになろう。しかし、その際には、単に対立の契機をより多く織り込めばよいということにはならない。したがって、対立の契機の織り込みが「諸行為間の相互作用と方向づけ」とどのように切り結ぶのかという問題にも、常に焦点を当てる必要がある。

以上の諸点に留意しながら、最終章では、分岐以後の民主主義モデルについて考察する。